第四十三条の二中「及び第百七条の六」を「、第百七条の六及び第百八条の三の五」に改める。

附　則

この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十三号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年一月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十号

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十三号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十七年四月一日とする。

国土交通大臣　太田　昭宏

内閣総理大臣　安倍　晋三

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年一月二十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二十一号

道路法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「、第六号及び第七号」を「及び第六号から第十一号まで」に改め、第八号を第十二号とし、第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号の次に次の四号を加える。

六　法第三十九条の二第一項の規定により入札占用指針を定め、及び同条第六項の規定により意見を聴くこと。

七　法第三十九条の四第一項又は第五項の規定により通知し、同条第三項の規定により占用入札を実施し、及び同条第四項の規定により落札者を決定すること。

八　法第三十九条の五第一項の規定により道路の場所を指定し、及び入札占用計画が適当である旨の認定をすること。

九　法第三十九条の六第一項の規定により変更の認定をすること。

第一条の二第二項中「及び第七号」を「（法第三十九条の二第一項の規定による入札占用指針の策定に係る部分に限る。）、第十号及び第十一号」に改める。

第一条の三第一項第二号中「又は第三項」を「若しくは第三項」に改め、「許可」の下に「又は法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定」を加え、同条第二項第三号中「又は第三項」を「若しくは第三項」に改め、「による許可」の下に「若しくは法第三十九条の五第一項若しくは第三十九条の六第一項（これらの規定を法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定」を「その許可」の下に「若しくは認定」を加える。

第一条の七第三項の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第一項及び第三項、第二十四条の三、第二十八条の二第一項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十三条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項の項中「第三十九条第一項」の下に「、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項」を加え、同表第三十九条第二項の項中「第三十九条第二項」の下に「、第三十九条の二第五項」を加え、同項の次に次のように加える。

第三十九条の二第七項	入札占用指針	道路管理者等が入札占用指針
第三十九条の五第二項	道路管理者は、	道路管理者は、道路管理者等が

第一条の七第四項の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第四十条第二項、第四十一条、第四十三条の二、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五第二項、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条の二第一項、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二、第九十六条第五項前段の項中「第三十八条」の下に「、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項及び第三項から第五項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項及び第三項、第三十九条の七第二項及び第四項」を加え、同項の次に次のように加える。

第三十九条の二第一項	道路管理者は	道路管理者等は
第三十九条の二第六項	道路管理者（市町村である道路管理者を除く。）	道路管理者等（市町村である道路管理者を除く。）
第三十九条の二第七項	入札占用指針	道路管理者等が入札占用指針
第三十九条の五第二項	道路管理者は、	道路管理者は、道路管理者等が